

石川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(障害分)

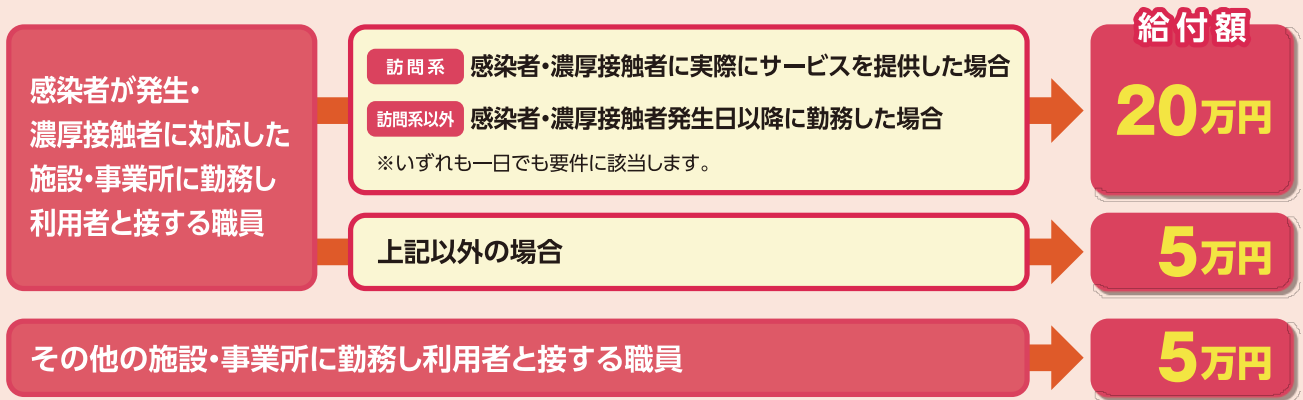
障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する必要があります。必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行います。

1

障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金支給事業



新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら障害福祉サービスの継続に努めていただいた職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を支給します。



対象事業所等 石川県内の指定障害福祉サービス施設・事業所及び一部の地域生活支援事業所

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。

※一部の地域生活支援事業所とは、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳介助員派遣事業を行う事業所をいいます。

※地域生活支援事業所は慰労金のみ対象となります。

対象者 上記の施設・事業所等に令和2年2月21日(金)から6月30日(火)までの間に通算して延べ10日以上勤務した職員

2

障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要なかかり増し経費を支援します。

対象事業所等 石川県内の全ての障害福祉サービス施設・事業所等

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。

対象者 令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業所等

支援対象経費 (例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用、外部専門家等による研修実施、多機能型簡易居室等

交付額 支援対象サービスの種別毎に、基準単価を設定
(多機能型事業所においては、実施するサービス種別のうち、最も高い基準単価が上限となります。)

3

障害福祉サービス 再開に向けた支援事業



在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します。

対象事業所等 石川県内の計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所(※)

(※)在宅サービス事業所(通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、地域移行支援事業所)

1 在宅サービス利用者の再開に向けた支援への助成

支援対象経費 ①計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

在宅サービス利用休止中の利用者(当該事業所の利用者で、過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者)に対し、1回以上電話または訪問を行い、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスの確認・記録を行ったうえで、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を講じるなど、利用再開に向けての支援を実施した場合に必要な経費

②在宅サービス事業所

在宅サービス利用休止中の利用者(当該事業所の利用者で、過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者)に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、1回以上電話または訪問を行い、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)・記録し、利用者の要望を踏まえたサービスを提供するための調整を行うなど、利用再開に向けての支援を実施した場合に必要な経費

支援上限額 1利用者あたり **1,500円 ~ 2,500円** (基準単価表参照)

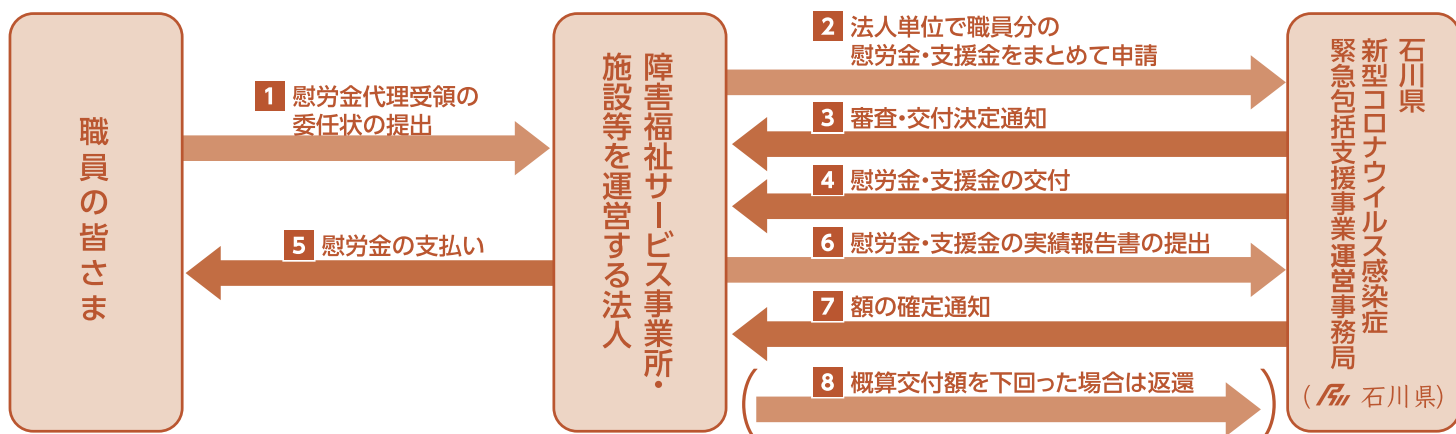
※ 1利用者につき1回まで助成することができます。

2 感染症対策徹底に向けた環境整備への助成

支援対象経費 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等
(例)長机、飛沫防止パネル、換気設備、電動自転車、ICT機器、内装改修費 等

支援上限額 1事業所あたり**20万円** (基準単価表参照)

交付手続きの流れ(慰労金)



申請にあたっての留意事項

必ずよくある質問を熟読の上、申請願います。

(1) 慰労金の申請について

① 在職中の方：法人でまとめて申請

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理受領委任状を徴集し、事業所・施設等で保管してください。
- 派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は、慰労金の対象となります。

② 退職された方：原則、最後に勤めていた施設、事業所等を通じて申請

- 勤務していた施設・事業所を通じた申請が難しい場合は、勤務していた施設、事業所の勤務証明など必要な書類を揃えた上で申請していただくことになりますので、就労証明を求められた際にご対応をお願いします。

(2) 支援金の申請について

- 同封の「基準単価表」により支援の対象となる経費と上限額を確認し、申請する額を計算してください。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

- 県内に複数の施設・事業所等を運営する法人は、各施設・事業所等の様式を取りまとめて申請してください。

(3) 慰労金・支援金については、交付申請書に基づき概算交付するため、3月31日までの予定を見込み、追加で交付が生じない額で申請してください

慰労金・支援金の交付にあたっての留意事項

申請内容を確認後、法人へ慰労金・支援金を交付します。

(1) 慰労金の交付について

- 法人は対象となる職員へ慰労金を給付してください。

※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※給料とは別に給付金を振り込む際の振込手数料も助成の対象となります。証拠となる書類を保管してください。実績報告時に必要となります。

(2) 支援金等の交付について

- 領収証等の証拠となる書類を保管してください。後日、県から提出を求められた場合に提出できるようにしてください。

※証拠書類の原本が確認できない場合は、慰労金・支援金の返還を求められる場合があります。

(3) 概算交付された慰労金・支援金等については実績報告で概算交付額を下回った場合は、差額の返還が必要となります。

よくある質問 (随時、更新いたします。)

1 慰労金支給事業

問1-1 何日以上勤務したら対象となりますか。

答 対象期間に10日以上勤務した場合対象となります。また、一日当たりの勤務時間は問いません。

問1-2 「利用者との接触」の定義を教えてください。

答 利用者と接するとは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。

問1-3 日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということでしょうか。

答 夜勤により日をまたぎ、当該施設の1日の労働時間を超える場合は2日と算定して差し支えありません。

問1-4 職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのでしょうか。

答 派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該障害福祉サービス施設・事業所等において働く従事者についても慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合には対象に含みます。年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

問1-5 事務職員や栄養職員、清掃職員(業務委託受託者)も対象となりますか。

答 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば対象となります。

問1-6 医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、医療分、介護分、障害分のどの慰労金を申請すればいいですか。

答 各職員がどの事業所を経由して慰労金を申請するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。

問1-7 複数の事業所で勤務した場合の日数は何日となりますか。

答 合算した日数となります。

2 感染症対策徹底支援事業 等

問2-1 同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、交付の上限額は実施要綱別表の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。

答 複数サービスを実施している事業所は、それぞれのサービスについて基準単価までの交付となります。(多機能型事業所においては、実施するサービス種別のうち、最も高い基準単価が上限となります。)

申請方法



下記URLより申請してください。

<https://amarys-jtb.jp/ishikawa-shogai/>

※石川県緊急時トップページ(簡易版)にもURLの掲載がございます。

提出期限

令和2年12月28日まで

事業の詳細は県HPで検索

石川県緊急包括支援事業

検索

※ご提出につきまして

- ・申請書のフォーマットは上記URLに入っただき、トップ画面から出力が可能です。
- ・申請書のご準備ができてから申込登録をお願いします。
- ・慰労金、支援金等の各事業は一つの申請書で行いますので、**同時に申請をお願いします。**

※支援金事業につきまして

- ・最終的に実績報告書に基づき審査しますので、交付申請書は概算の申請でも差し支えありません。
- ・**上限金額より低い額にて交付申請された場合、実績報告書での追加請求はできませんのでご注意ください。**

※退職者の方へ(慰労金事業)

- ・対象期間中に在籍していた事業所等を退職された方は、対象期間中に在籍していた事業所から申請下さるようお願いいたします。
- ・対象期間中に在籍した事業所等が現在存在しない方、また、すでに在籍した事業所が申請を済ませてしまった方は、添付申請書をダウンロードいただき、下記事務局まで郵送ください。

実績報告書の提出につきまして

- ・本ホームページにて実績報告書申請資料が添付されておりますので、ダウンロードいただき必要事項を記載ください。
- ・書類のご準備ができましたら、**下記事務局住所へご郵送をお願いいたします。**
- ・実績報告書の提出期限は、**令和3年1月29日(金)**までです。

石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業運営事務局(障害分) お問い合わせ先

TEL 076-208-5136



FAX 076-208-5138

受付時間

平日 9:00~17:00

運営事務局住所

〒920-0869 石川県金沢市上堤町2-37 金沢三栄ビル7階

石川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業運営事務局(障害分)